

厚生文教常任委員会会議録（特急反訳）

【速報版】

令和4年7月14日

午前10時 開会

○**澁谷委員長** おはようございます。委員各位におかれましては、御多忙の折、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから厚生文教常任委員会を開会いたします。

本日の案件につきましては、本会議において本常任委員会に付託されました議案第8号「泉南市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第9号「泉南市自転車等の駐車秩序に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の議案2件と、請願第1号「泉南市立文化ホールの存続を求める請願書」の以上3件について御審査いただくものでありますので、委員各位におかれましては、よろしくお願い申し上げます。

なお、本常任委員会に付託されました議案及び請願については、委員会付託事件一覧表としてタブレットに掲載しておりますので、御参照いただきたいと思っております。

それでは、議案等の審査に先立ち、理事者から挨拶のため発言を求めていますので、許可いたします。

○**山本市長** 皆さん、おはようございます。

委員長のお許しを得ましたので、厚生文教常任委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

澁谷委員長をはじめ、委員の皆様方におきましては、日頃から市政各般にわたり深い御理解と御協力を賜っておりますことに対しまして、御礼を申し上げます。

本日の委員会は、さきの本会議で本常任委員会に付託されました議案第8号、それから議案第9号の2件について御審査をお願いするものでございます。

何とぞよろしく御審査をいただきまして、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**澁谷委員長** なお、本日、会議の傍聴の申出がございます。傍聴の取扱いについて、この際御協議いただきたいと思っております。

会議の傍聴につきまして、御意見等ございませんか。———それでは、傍聴者の入室を許可いたします。

〔傍聴者入室〕

○**澁谷委員長** 委員及び理事者に申し上げます。質疑及び答弁につきましては、インターネット中継を御覧の皆様が発言者が分かるよう、御起立いただきますようお願いいたします。

これより議案及び請願の審査を行います。議案等の内容につきましては、本会議において既に説明を受けておりますので、これを省略し、質疑から始めたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**澁谷委員長** 御異議なしと認めます。よって審査の方法については、提案理由並びに内容の説明を省略し、質疑から始めることに決定いたしました。

それでは、これより議案及び請願の審査を行います。

初めに、議案第8号「泉南市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○**岡田委員** おはようございます。よろしくお願いいたします。

大阪府後期高齢者医療広域連合には加入をしておりますが、やはり窓口業務というのは、市でやっていかないといけないということで、徴収にも大変責任があると思っております。

保険料の徴収というのは、原則年金から引かれるわけですが、それとは別に普通徴収の方もいらっしゃると思っております。それぞれどれぐらい滞納があるのか、分かりましたらお聞かせください。

○**増田保険年金課長** 後期高齢者の収納率についての御質問に答弁させていただきます。

令和3年度におきましては現年分で99.55%、滞納繰越分で33%、合計98.94%ということになってございます。

以上です。

○**岡田委員** ありがとうございます。ほとんどが普通徴収と考えてよろしいのでしょうかね、滞納は、お聞かせいただきたいと思っております。

あと、未納の方に督促状が届くまでの流れをお聞きしたいのと、また滞納した方で保険証を取り上げるといったのがあったのかどうか、それもお聞きさせていただきたいと思います。

○増田保険年金課長 普通徴収と特別徴収の2段階で徴収をさせていただいております。本市の普通徴収の徴収率につきましては98.8%で、先ほどの徴収率になってございます。

それと、保険証につきましては、大阪府後期高齢者医療広域連合さんのほうでいろんな要綱、基準を設けて短期証の発行であったり、資格証がありますけれども、最終的にはそういった方は、こちらに御相談をいただきまして、それをさらにこちらのほうで、もう一度精査して対応するということになってございます。

数件そういった方はいらっしゃいますけれども、私になってからは、そういう渡していないとか、ただ単に郵便が届かないとか、連絡が付かないとか、そういったケースでこちらのほうに保管しているケースはございますけれども、あえて資格証を交付するケースはほとんどございません。

以上でございます。

○岡田委員 ありがとうございます。本当に保険証を取り上げることのないようにしっかりと徴収をしていただきたいと思いますと思うんですが、市が先ほども言いましたように、窓口業務としてしっかりと徴収していかなければいけないんですが、これからの滞納について、そういうのをなくすために、どういうふうに対応されているか、何かお考えがありましたらお聞かせください。

○増田保険年金課長 私ども、保険年金課のほうで、大阪府後期高齢者医療広域連合のほうと同じように収納の対策を取ってございます。後期高齢者の方も含めて基本的には滞納がかさんでまいりますと、財産調査から開始して、資産があるにもかかわらず払っていない方につきましては、やはりそれなりの対応、ただ後期高齢者の方につきましては、大半が年金プラスアルファということになりますので、年間数件差し押さえるというケースもございますけれども、年金の場合はほとんど事前に御本人の了解を取った上での差し押さえがほとんどのケースでございます。

ちなみに、令和3年度の差し押さえにつきましては、後期高齢者分では2件、実際に換価した件数は2件というふうになってございます。

以上でございます。

○澁谷委員長 ほかに質問ありませんか。よろしいですか。———では、これで本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○澁谷委員長 異議なしと認めます。よって議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号「泉南市自転車等の駐車秩序に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、質疑を行います。質疑はありませんか。

○楠委員 それでは、お聞きしたいと思います。駐輪場のほうが市の無料の駐車場から民間企業の有料の駐車場に替わったということで、放置自転車が、無料から有料になりまして、増減があるのかをお聞きしたいと思います。

あと、具体的なところでいうと、無料のときはやはり乗り捨てといいますか、駐輪場に置きっぱなしでということと不法投棄といいますか、そのまま残っていたりというのもあったかと思えます。

有料に替わってから、もうそういった入れっぱなしがあるのか、分かるのであれば教えていただきたいと思えます。

あと、いたずらといいますか、原付とか単車を止める際は、チェーンを前輪のほうにかけてロックするような形になっているようなタイプもあると思うんですが、いたずらみたいな感じで、単車を止めずにフックだけかけて、使われへん状態でお金がかかっているというの、ちょっと聞いたといいますか、あると思えます。

その対策というか、どういう形で解決していくのか、業者のほうでそういうことがあったら、すぐ解除できるように見回りを行っているのか、そ

の辺もちょっと教えていただきたいと思います。

○大谷市民生活環境部次長兼環境整備課長 それでは、ただいまの御質問に対しまして御説明を申し上げます。

まず、1点目の迷惑駐輪についてですけれども、1日に1台あるかないかということで、以前とそんなに変わってございません。

そして、駐輪場内での置きっぱなしについてですけれども、こちらのほうでは把握してございません。

そして、3点目ですけれども、バイクのチェーン、ワイヤー式の個別ロックの部分ですけれども、未使用なのにロックをかけているいたずらがあるということについてですけれども、そちらのほうについては、運営事業者のほうで1日1回パトロールをして、そういうのを発見すれば解除するというふうな対応をしております。

以上です。

○岡田委員 よろしくお願ひいたします。

民間事業者が行うことになったわけなんです、例えば市民の声ですよね。ICOCAとかSuicaを使えるようにしたいとか、樽井ではバイクが月ぎめであるんですが、自転車もそういうふうにしていただきたいとか、そういう市民の声というのは、市として吸い上げて、民間事業者のほうに反映していただける、そういう機会というのはあるのでしょうか、お聞かせください。

○大谷市民生活環境部次長兼環境整備課長 それでは、自転車の月ぎめについてですけれども、そのような御要望を、市役所として承っております。

つきましては、運営事業者のほうで今のところ検討してくださっているというところでございます。

ただ、速やかにそれが反映できるかというのも、まだ分かりませんという回答をいただいています。

以上です。

○河部委員 今回、条例の制定について、市が行っていた自転車置場の設置及び管理運営を、民間事業者が行うことに伴って規定を整理することで、改正内容が書かれているんですけれども、先ほど大谷次長の御答弁で、放置自転車の把握はしていないということだったんですけれども、市

から民間に完全に業務委託、管理委託も含めて渡ったということです。

市の関与というんですか、自転車置場に関する市の責任というものはどこまで出てくるのか、市民が自転車置場の件で窓口に行ったときに、いやもうこれは完全民営ですから、うちは関係ないですよと蹴るのか。

この部分については、市は責任持ってちゃんと対処しますよということになるのか、ちょっとその辺、市の対応について責任範囲については、どの程度になるのか教えていただきたいと思います。

○大谷市民生活環境部次長兼環境整備課長 それでは、ただいまの御質問に対しまして御説明申し上げます。

まず、駐輪場内での置きっぱなしについては、私どものほうは把握できていないんですけれども、やはりその公道であるとか、あるいは駅周辺であるとか、そういうところについては、私どものほうもパトロールし、そして、迷惑駐輪があれば退去していただくような、そして、しばらくすれば、それを撤去するというふうな絵付を張るというふうな対応をしております。

これについては、やはり継続的に本市のほうで、職員によるものとして継続していきたいというふうに考えております。

そして、関与の仕方ですけれども、やはり駐輪場内については、やはり運営事業者のほうで責任持って管理運営していただくというふうに考えてございます。

以上です。

○河部委員 ありがとうございます。

自転車の放置については、ああいう形にしたということで、もう少なくともはなっているのかなと。有料化になった段階で、自転車置場、ちょっと岡田浦のほうは見えないんですけれども、樽井駅のほう、何回かちょこちょこ行ったときには、警備員の方が、警備なのか、係の方が立って、有料じゃないところに止めている人とかに声掛けしたりとか、放置されないように見ているのを、私も直接確認はしました。

多分、最初やから立っていたのかなとは思いますが、一年中そこに配置なんていうのを

やると、当然そこに負担、人件費がかかったりとかしますので、ないとは思いますが、そこはもう管理会社がしっかりと、放置が増えてきたなどと思ったら、また改めて立たせるという作業になるのかなと思うんですけれども、改めてその辺の確認をお願いします。

タイヤをガチャットはめるのか、有料にしようと思ったら、何かロックをかけてお金を払った段階で解除ということになると思います。

自分の自転車じゃなしに、例えばどこから取ってきて樽井駅に来る。そこに止めてどっかに行く。だから、自分の自転車じゃないから、多分もうずっと放置されっぱなしやと思うんですよ。

だから、当然持ち主がいてないから、その自転車は多分止めっぱなしの状態になって、管理会社もある程度時期が来れば、これはずっと止まっているなというところの確認で、何らかの処置をせんとその1台分というのは永遠にお金が入ってこないことになると思います。

それは、例えばどれぐらいの期間で見切りを付けるのかとか、例えば盗難車両であれば、当然警察への届出とかしていかなければいけないと思うのでその辺の状況、管理会社とどういう約束事になっているのかとか、分かれば教えてほしいなと思います。

○大谷市民生活環境部次長兼環境整備課長 ただいまの御質問について御説明申し上げます。

まず、1点目の迷惑駐輪に関してですけれども、樽井駅の浜区さんの辺りから、具体的に申し上げると、藤澤歯科さんのお隣にある民間でやっている駐輪場がありますけれども、そこがかなり人気があって、午前7時15分とか20分ぐらいになったら、もう既に満車やというような状況がございます。

つきましては、私は場所はここだということは言えないんですけれども、民間事業者のほうで新たに駐輪場を増設するような計画を持っているということを聞いてございます。

それで、比較的、朝の貴重な時間、一分一秒が大事ですので、そういうふうな身勝手な迷惑駐輪が減っていくんじゃないかなというふうに考えてございます。

そしてまた、駐輪場内での放置自転車、置きっ

ぱなしの件ですけれども、期間を一定、60日というふうに私は記憶しているんですけれども、一定の期間はそのような対応、注意喚起のピラで対応するんですけれども、その一定の期間を超えれば、法的なルールにのっとって対応していくというふうに聞いてございます。

以上です。

○堀口委員 ちょっと1点だけ確認させてください。

今度15条から11条になるのかな。放置禁止区域内に放置されている自転車についてということで、この放置禁止区域についての、その明示があるのかどうかというのと、それから恐らく民間で管理されている駐輪場というのは、いろんな規定を設けられて撤去の基準であったりとかいうのを決めてはと思うんですけれども、この放置禁止区域内における放置自転車の撤去の基準とか、その撤去された後の告知とかというのは、されているのかどうか。

さっき、河部委員がおっしゃいましたけれども、例えば盗難の自転車が放置されている場合というのは、持ち主の特定ができるのかどうかですね。その辺をちょっとお知らせいただけたらと思います。

○大谷市民生活環境部次長兼環境整備課長 まず、禁止区域の明示ですけれども、インターネットのほうで公表してございます。

駅前においては、ここは駐輪禁止ですよというようなことが分かるような路上に張りつけた掲示物というか、そういうものを張ってございます。

そして、放置自転車の防犯登録されている部分については、警察のほうに照会をかけまして、そして情報提供をいただいて、そして御本人のほうに連絡する等の対応をしてございます。

以上です。

○澁谷委員長 ほかにございませんか。———質疑なしと認めます。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決

することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**澁谷委員長** 御異議なしと認めます。よって議案第9号は、原案のとおり可決されました。

以上で本常任委員会に付託を受けました議案2件の審査を終わります。

次に、請願の審査となりますので、理事者の皆様は退席をしていただいて結構です。御苦労さまでした。

この場で暫時休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前10時22分 再開

○**澁谷委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第1号「泉南市立文化ホールの存続を求める請願書」を議題といたします。

この際、お諮りいたします。本請願の審査に当たりましては、請願代表者であります三好久美子様及び紹介議員であります森議員に対し、本委員会への出席を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**澁谷委員長** 御異議なしと認めます。よって請願の審査に当たりましては、三好様及び森議員の出席を求めることに決定いたしました。

請願審査の準備のため、この場で暫時休憩いたします。

午前10時23分 休憩

午前10時24分 再開

○**澁谷委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより請願の審査に入りますが、三好様から本請願の趣旨説明をいただき、その後、質疑応答を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、三好様、よろしく願いいたします。

○**請願提出者** よろしく願いいたします。（「委員長」の声あり）

○**澁谷委員長** 森議員。

○**森議員** 三好さんには、この請願の理由のところを述べていただきますので、その前段の説明を私がさせていただきますと思います。よろしいですか。

○**澁谷委員長** よろしいですか、皆さん。――

どうぞ、森議員。

○**森議員** 本請願でございますけれども、令和4年6月23日に田畑議長宛てに提出されております。件名は、泉南市立文化ホールの存続を求める請願書でございます。

請願者は、今御紹介ありましたお隣に座っておられます三好久美子さん、泉南文化協会会長でいらっしゃいます。

請願者は、この請願を出させていただいた6月23日の時点で、三好さんほか9,290人でありましたけれども、その後増えまして9,451人ということになっております。

請願の要旨は、今申しました泉南市文化ホールの存続でございます。

その請願の理由について請願者代表の三好久美子さんから申し述べさせていただきます。

○**澁谷委員長** それでは、三好様、よろしく願いいたします。

○**請願提出者** よろしく願いいたします。

泉南市立文化ホールの存続を求める請願書。

請願の要旨。

泉南市立文化ホールの存続。

請願の理由。

文化ホールは私たち市民にとって大切な場所です。毎年、成人式、各中学校のクラブのコンサート、市民合唱祭、市民作品展、舞踊発表会、三曲演奏会、伝統文化こども教室発表会、茶会生花展、美術展、バレエ・フラダンスの発表会、幼稚園の生活発表会、高齢者の楽しみである浪曲名人会、落語寄席、教育映画鑑賞会、市吹奏楽団定期演奏会や市吹と大阪府警察音楽隊とのジョイントコンサート等、多くの催しが行われてきました。

近年、コロナウイルスの影響で中止を余儀なくされた催しも多数ありましたが、ワクチン接種、薬の開発で少しずつ終息していくと予想し、催しの準備、開催が増えていっております。

そんな中、『泉南市立文化ホールの方向性について』の文書を教育委員会から頂き、文化ホールの存続が難しい状況にあることを知りました。

ホールの設備が老朽化し、メンテナンスが必要な中、計画的な修繕がなされず、指定管理者制度導入により上がった収益を、泉南市が文化ホール

のために使ってくださらなかったことは、大変残念です。

今時文化ホールのない市はありません。泉南市の中学生は、他市のホールでコンサートをしなくてはいけなくなるのでしょうか。

例えば、阪南市サラダホールでは、他市の人は1か月遅れにしかホールを予約出来ません。そのような経験をした中学生が、大人になって泉南市に住み続けてくれるのでしょうか。泉南市の衰退に繋がるのではと懸念致します。

なんとかホールを使っていけるように、一番必要なところからメンテナンスをしていただいて、維持存続をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○森議員 若干、この経緯、請願に至った経緯について、皆さん御承知かと思えますけれども、改めて御説明を、時系列に沿ってさせていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか、委員長。

○澁谷委員長 はい、どうぞ。

○森議員 令和4年2月に、教育委員会から、『泉南市立文化ホール運営の方向性について』という内容の文書が出されました。

これは、議会にも示されて、議会のほうでも特別委員会のほうで、今後慎重なる議論が、丁寧な議論が必要だろうということで、その態勢に議会も入ろうとしてまいりました。

その後、実はこの三好会長は、この4月に就任されたばかりでございまして、その前は、元泉南市教育長、梶本邦光先生が会長であったわけですが、その引継ぎのさなかであったわけです。

それがあって、三好会長と前会長の梶本邦光先生が前市長のところに訪問して、お願いをしたところ、けんもほろろといいますか、非常にショッキングな内容の御返答があったということです。

どうしようかと、文化協会の皆様方は悩まれて、たまたま私は近くに住んでいるものですから、私のところに相談がございまして、その後、私が議会の各派の代表の皆さんにお願いして、三好さんたちの訴えを聞いていただいたという経緯がございます。

議員さんの中からも、それは議会で取り上げるためにも、請願という形にしたらどうですかとい

うアドバイスをいただいて、三好さん、文化協会を中心に署名活動が始まったわけでございます。

それについては、泉南市内の各種の市民団体の皆さんにも御協力をお願いして、三好さんのほうで回られて、快くお引き受けいただいて、署名組織の輪が広がって、現在9,451名という数に至っております。

大体がその経緯なんですけれども、どうかよろしく御審査をお願いいたします。

○澁谷委員長 分かりました。今、森議員のほうからこれまでの経緯と、そして三好さんのほうから、なったばかりで大変だったと思いますが、請願の理由を発表していただきました。

ただいまの請願者の趣旨説明に対し、質疑を行いたいと思えます。質疑はありませんか。

○楠委員 それでは、三好さんのほうにちょっとお聞きをしたいんですけれども、請願理由のところ、教育委員会のほうから文書を受け取って、その存続が難しい状況やということを知ったということなんですけれども、そのときに教育委員会さんからも説明をしていただいたということやと思うんですけれども、どういう説明を受けて、その説明を聞いて、三好さん自身がどういう思いを持ったのか、お聞きさせていただければと思います。

○澁谷委員長 三好さん、よろしいですか。

○請願提出者 なんか5つほど案がございまして、なんかもう、そういう音楽をしているとか、そういうホールを使う人たちが、他市のホールを使うとか、積極的に泉南市のホールを使っていけるようにするというのが、なんかあんまりなかったんですね。

あとまた、イオンのああいう映画館のところをお借りするとか、もう膨大な値段でございました。そんな値段をまず中学生の子たちが出せないですよ。親御さん方にとっても、もうあり得ないなと思えました。

私たち、文化協会もそのようなところで、コンサートとかをできる、まず予算的にもございせんし、文化ホールの響きですね。

やっぱりああいう映画館とか、そういうところって、マイクを使ってやっぱり映画を見たりとか、何か催物というのはできると思えますけれども、

あの泉南市文化ホールのなんかそんなにめっちゃめっちゃワンワン、教会のように響かないですけども、とってもいい、何ていうんでしょうか、ちょうど演奏するのに、吹奏楽団とて、後ろに市吹の代表の方が見えていますけれども、吹奏楽団の演奏会にも、普通にクラシックの演奏会にも、とても使いやすい、いいホールなんです。

それをやっぱり閉めてしまうというのは、もうとても残念でならなかったもので、そのように思わせていただきました。

○河部委員 せっかく来ていただいているので、署名のほうもたくさん集めていただいて、今回、議会のほうでも7月5日に開催をしました特別委員会のほうで、今回の件についても存続をしていくという方向も説明は受けています。

本当にたくさんの団体とか、たくさんの市民の方が存続してほしいということで、今回請願の審議にもなっています。

ただ、少しやはり気になったのが、この間、行政のほうから各それぞれの団体さんとか、聞き取りをされているということで、私たち議員も市民の方からこういう声がありましたよというのを聞いています。

その中で、各団体さんとか市民の方は、すごい泉南市の財政状況に譲歩していただいているなどというような感じをしておったんですね。

説明の中では、取りあえず使えるように、現状維持でもええから残してほしいということの中で、そういう声もありましたという説明がありました。

委員さんの中からは、やっぱりそれは当然使えるのは大事やけれども、市民の方がそう言うているからいうて、市もその言葉に甘んじるといのは、ちょっとおかしいんじゃないかという声もあったんですよ。

やっぱり最低限使えるのは大事やけれども、それ以上にやはり必要な、今後活動するために必要なものは、しっかりと予算を付けて維持していかなければいけないのと違いますかという、委員からの指摘もありました。

だから、ぜひ今お使いになっている各団体とか市民の方、あるいは議会の中でも今後発信はしますけれども、必要なものは必要なものとして、要

求していただいて、しっかりと設備にも投資してもらおうというような方向も大事かなと思うんですけども、その辺のお考えがあれば、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○請願提出者 ありがとうございます。署名もしていただいたんですけども、ノリコ・ダンス・スタジオというバレエ団がごさいます。しばらくの間、泉南市のホールで、先生は泉南市の在住の方ですので、文化ホールで発表会をなさっていました。

彼女と文化協会の40周年記念のときに、「ヘンゼルとグレーテル」を催しましたときに、一緒にバレエで参加していただきましたので、私はとても親しくさせていただいているんですけども、ちょっともう今は文化ホールを使っていないとおっしゃっていましたが、発表会でも。

といいますのは、照明の数が足りない、バレエの発表会を催すためには。私たちクラシックはもう普通に明るくしていただいて、ホールにピアノがありまして、それだけで演奏会ができるんですけども、なんかそうですね、そういうオペラであるとか、バレエであるとか、そういうものを開催しようと思いますと、今の照明ではやっぱり数が足りなくて。

なんか、先生は自分で機材を持ってきて付けて、それで泉南市で催されていたようですけども、今は残念ながら、他市のホールで発表会をなさっているようです。

だから、そういうことが泉南市で、やっぱり地元の先生が地元で使えると、とてもありがたいかなとは思っています。

○澁谷委員長 ありがとうございます。また要望してください。

○森議員 たくさんの御署名を頂いた市民の皆さんの中には、今まで文化ホールで出演されたり、出展されたり、あるいは観客として参加された方々ばかりでは決してございません。

一般の市民の皆さんも、これは泉南市の子どもたち、将来のために必要なものであると。だから、文化協会のほうはたまたま表に立って活動していただきましたけれども、現実には市民の思いが多く、利用されていない方々の思いも市民の問題と

して、市民文化の問題として含まれているということをお含みいただきたいと思ひます。

それから、今、河部委員からもございましたけれども、これは結局財政上の問題なんですけれども、請願された方々も、泉南市の財政上の問題というのを、正確にはお知りになっておりませんので、観念的といえは観念的になってしまいます。

しかし、そういうことは我々議会、市長、教育委員会、丁寧な議論をして、今後やっていかなければいけないということだろうと思ひます。

せめて、その文化の灯を消さないためにも、存続したいという市民の皆さん方の思いでございますので、今後は我々がしょっていかなければならない問題であろうと思ひますので、どうかよろしくお願ひをいたします。

○**澁谷委員長** ありがとうございます。（「ちょっと委員長」の声あり）

○**田畑議長** 議長の田畑です。1人のトップリーダーの発言で、こういう請願を出さなければならぬ状況になったというのは、非常にやっぱり三好さんを初めとする文化協会の皆さんにも御迷惑というか、御心配をかけたというのは、非常に心苦しいです。

その発言がもしなければ、我々泉南市議会も十二分に存続を訴えていましたし、また逆にこの請願で、泉南市議会が、何やってんねんと、議員、がん首そろえて15人もおって、そんな議論もようしてないんかというようなお声も実際あるんですよ。

請願が出るということは、請願というのは物すごくやっぱり我々議会にとっては重たいもので、これについては本当に我々も今後の課題にはなると思ひます。請願というのは物すごく重たいんですよ。

ただ、冒頭に言ったように、1人のトップリーダーの発言で、そういう行動になったというのは、心苦しいなというのが1つ感想です。

もう1つは、これは今後のためにもなんですけれども、ちょっと御参考に。実はこの請願が出る前にも、学校の統廃合の署名運動があつて、それが実は各区の回覧板で回ったところ、あと自治会さんで回ったところ、個人で回った方々、駅で立

つてルール違反やけれども、運動会をやっている前で立つてとか、いろんなやり方があつて、あれもかなり集まりました。

ちなみに、この会場の皆さん、今回のこの文化ホールの存続の請願を集めるときに、前回議会の中で、森議員が紹介議員ということで、僕は質問をさせてもらつて、事実、たくさんの1万人弱の9,400人ですか、お集まりになったということで、これはかなり重たい請願です。

森議員に質問をさせてもらったときに、回覧板で署名を回した事実はありますかという質問を、あえて、あえてね、今後のために僕はやらせてもらったんですけども、今もし分かるのであれば、ちなみに自治会さんや各区で、回覧板等々で集まった署名人数つて、今把握なさつていますか。

○**澁谷委員長** お分かりになれば答えてください。

○**請願提出者** 申し訳ありません。その回覧板で集まったのが何名かというのは把握しておりません。申し訳ありません。

○**森議員** この前も申し上げましたけれども、区長連絡協議会のほうの会合で、各区長さんに、三好さんも出席された上で説明をして、御紹介をしていただきました。

それで、各区長さんが地元を持ち帰つて、それは区長さんの判断で回覧されたところもございませう。ただ、それは、こういうことがありますよというお知らせせないかんという区長さんの御判断でおやりになったことで、署名する、しないは、それは強制ではないですから、その区の方々の御判断で署名が集まりました。

ただ、いろんな組織からこの署名というのが集まってきたので、三好さんたちも、これは整理のしようがないので、よく私も聞いたんですけども、それやったらもうこっちから来たからやったよというのが、幾つもありました。

だから、申し訳ないですけども、その数はとても読めませぬ。

○**田畑議長** 決して、回覧板で回したことを批判しているんじゃないですよ。やっぱり9,400人の署名つて、物すごく重たいんです、何度も言うんですけども、その比率でやっぱり三好会長等々のお気持ちとか、泉南市に対して、泉南市議会に対

しての署名が、なんか回覧板で回ったその比率というのが、今後のために僕は知りたかっただけで、批判しているわけではないです。それは勘違いせんといってください。

ありがとうございました。

○**澁谷委員長** よろしいですか。——以上で本請願に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

○**堀口委員** 賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。

私が小学校6年生の頃にオープンをいたしました泉南市立文化ホールでございます。当時、中学校に入ってから、吹奏楽部のほうに所属をいたしまして、それまで中学校の体育館で音響の悪い中、演奏をやった記憶もございます。

また逆に、文化ホールの舞台に立って非常に高揚感を覚えたこともございます。子どもたちの成長にとって、非常に有意な施設であるというふうに、自分の実体験をもって強く自負しているところでございます。

また、泉南市、当時は青少年吹奏楽団でしたけれども、私も団員として舞台に何度も立たせていただきましたけれども、やはりこれもそれまでの泉南市の質の高い文化の向上に対して取り組んできたというところの自負もございます。

一方で、施設の老朽化の中で、やはり先ほどお話がありましたけれども、照明を含めて、様々な舞台装置については、開館当初から若干型遅れの機材が使われていたというふうなお話もちらっと聞いております。

それについても、開館してから私が小学校6年生からということで、もうどれだけ時間がたってんねんというところからいいますと、なかなか今の求められるその芸術レベルに対しての演出ができるかどうかというのは、非常に疑問があるところでございます。

今回、請願された皆さんが、取りあえず残してくれということで、その思いで今回出されましたけれども、今後この施設の空調のほうはやっていただけるというふうにお話は聞きましたけれども、それ以外の舞台設備についても、一定御配慮いただきますように、理事者側にまたお願いしたいな

というふうに思っております。

ぜひともこの市民の皆さんの意を酌んでいただいて、また泉南市の質の高い文化をこれからも提供し続けるという意味でも、ぜひとも必要な施設であるというふうに認識をしておりますので、ぜひとも皆さんにおかれましては、御賛同いただきますように、お願いを申し上げまして、私の討論とさせていただきます。

○**楠委員** 私も賛成の立場で討論させていただきたいと思います。

やはりこの三好さん方々、やはり文化の灯、この文化ホールというのが、やっぱり発表の場であるし、学習の場であるということで、やっぱり残してほしいということで集めて、そして請願を出していただいたことです。

ただ、その教育委員会のほうから、やはり文化ホールの在り方ということで、その出された文書というのは、それもやっぱり問題だったんじゃないかなと思うんです。

市民の芸術・文化活動が大幅に制限されて、市民サービスの低下につながるというのが分かりながら、この廃止の案が考えられるということでしたので、やはり問題となっていると思います。

これは今後やはり残すだけじゃなくて、やはりしっかりと文化として、文化活動の場としてやはりしっかりとした設備を今後も考えていかなあかんというようなことを、議会のほうでもしっかりと考えていきたいと思っておりますので、まずは皆さんの意見をしっかりと賛同するという立場で討論させていただきます。

ありがとうございました。

○**澁谷委員長** ほかにございせんか。——以上で本請願に対する討論を終結いたします。

これより請願第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本請願については、採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**澁谷委員長** 御異議なしと認めます。よって請願第1号は、採択することに決定いたしました。

三好様、森議員におかれましては、御退席をお願いいたします。御苦労さまでした。

〔三好氏、森議員退室〕

○澁谷委員長 次に、本委員会の閉会中の継続調査の申出についてお諮りいたします。

お諮りいたします。本委員会の所管事項につきましては、調査研究のため、引き続き閉会中の継続調査の申出を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○澁谷委員長 御異議なしと認めます。よって議長に対し、閉会中の継続調査の申出を行うことに決定いたしました。

なお、閉会中において調査を行う事件につきましては、委員長に一任していただきたいと思いません。

以上で本日予定しておりました議案及び請願の審査につきましては、全て終了いたしました。

委員各位におかれましては、慎重なる審査をいただきまして、誠にありがとうございました。

なお、本会議における委員長の報告につきましては、私に一任していただきますようお願い申し上げます。

これもちまして、厚生文教常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時50分 閉会

(了)

委員長署名

厚生文教常任委員会委員長

澁谷昌子